

司法試験系合格の方法論

1 TAC司法試験講座のカリキュラム

1-1 TAC司法試験講座の構成要素と目的

2017年の司法試験系合格を目標とするTAC司法試験講座のカリキュラムの構成要素と各要素の目的を把握・確認し、皆さんと共有したい。

1-1-0 4 A 入門講義（全3回）

4 A 基礎講座全体の導入講義である。

その目的は、「“法”ってなんだろう？」という素朴な疑問から、主要7法の相互関係・各法の構造等まで、これから勉強することの全体像を把握する点にある。

1-1-1 4 A 基礎講座（全101回）

司法試験系に合格するための基礎力を養成するための基幹講座である。

＝中学～高校程度の日本語力＋4 Aを使いこなす力

1-1-1-1 4 A 論文解法パターン講義（全66回）

4 A 基礎講座のOUTPUT講義である。

その目的は、

- ・どんな法的問題でも解ける方法論“4 A”の使い方を体得する
- ・“本試験問題を解く”という目的を常に意識することで、真にINPUTすべき知識を明確にする
- ・“知識解決型”ではなく“問題解決型”の思考を身につける

点にある。

1-1-1-2 4 A 条解講義（全35回）

4 A 基礎講座のINPUT講義である。

その目的は、

- ・通常期：4 A 論文解法パターン講義で体得した“知識の使い方”のイメージを持ったまま、本試験合格に必要な知識を、本試験で使える形でINPUTする（特に、短答過去問を自力で解く際のハードルを下げる）
- ・本試験直前期：知識を条文単位で総まとめする

点にある。

1-1-2 4 A 実践答練（全23回）

4 A 基礎講座で培った本試験合格に必要な十分なノウハウと知識を、本試験レベルの論文式問題で実際に使いこなせるようになるための論文答案の練習会である。

1-1-2-1 基礎答練（全20回）

予備試験・法科大学院入試の大半で出題されるような“基礎的な良問”が出題される答練である。

その目的は、

- ・“4 A”によって論文式問題を解くパターンを確立する
 - ・確立したパターンを基礎的な論文式問題で安定して使えるようにする
- 点にある。

1-1-2-2 応用答練（全3回）

予備試験・法科大学院入試でいくらか出題されている“応用的な難問”が出題される答練である。

その目的は、

- ・基礎答練で確立したパターンを応用的な難問でもブレずに使いこなせるように訓練する
 - ・論文本試験直前期に備えて、複数科目の同時並行的な予習に慣れておく
- 点にある。

1-1-3 各本試験対策

1-1-3-1 予備試験対策

1-1-3-1-1 短答対策：後記3-1＋『短答過去問解法分析講義』＋『予備試験 短答模試』

※一般教養科目対策（後記4-1-2）を含む。

1-1-3-1-2 論文対策：予備試験の全論文過去問をくり返し解いて「完璧」にする。

＋『予備試験 4 A 論文過去問分析講義』 ※法律実務基礎科目対策を含む。

1-1-3-1-3 口述対策：後記4-1-1

1-1-3-2 司法試験対策

1-1-3-2-1 短答対策：憲民刑につき後記3-1＋『短答過去問解法分析講義』の憲民刑部分。

1-1-3-2-2 論文対策：司法試験の全論文過去問をくり返し解いて「完璧」にする。

＋『司法試験 4 A 論文過去問分析講義』 ※選択科目対策については後記4-3。

1-1-3-3 法科大学院入試対策：『4 A 基礎講座(パック)』『4 A 実践答練』に付属する個別相談制度。

法科大学院入試は、受験生によって志望校、学業成績や適性試験が得意かどうか等が異なるので、戦略・戦術が大きく異なってくる。そのため、法科大学院入試に特化した対策を講座等の形で統一的に提供することは、無駄どころか有害だと考えている。

そこで、個別相談（cf. 2017年合格目標「司法試験」パンフレットP37）の際に、志望校選択戦略、適性試験対策（後記4-2-1）の相談、皆さんが書いてきた志望校の論文過去問答案やステートメント（後記4-2-2）等の改善指導等を通じて、皆さんと志望校の個性に応じた対策を提供している。

1-2 T A C司法試験講座の受講方法

2017年の本試験合格を目標とするT A C司法試験講座のカリキュラムをどのように受講すべきか、その方法論を紹介する。

可処分時間が充分にある・ない受講生で分けたが、当初は可処分時間が充分にあると思っていたが実は足りなかったといった場合もあるので、下記1-2-1と1-2-2の区別は流動的である。

1-2-1 可処分時間が充分にある受講生

1-2-1-1 4 A入門講義（全3回）

講義自体の予習・復習は不要。受け身で講義を聞き流していればよい。

ただ、余裕のある・やる気に満ち溢れている受講生は、

- ・自分の受ける本試験の論文過去問の問題文と再現答案（ネットや市販書籍で入手可）を（内容が分からなくてもいいので）ザッと読み流しておく（解ける人は解いてみる）
- ・自分の受ける本試験の短答過去問を、自力でできる限り解いてみる（cf. 後記3）

と、自分の目指すゴールを把握でき、4 A基礎講座・4 A実践答練を、より強い目的意識を持って効果的に受講できる。

1-2-1-2 科目毎に4 A論文解法パターン講義(全回)→4 A条解講義(全回)→4 A実践答練(全回)

科目順は日程どおり、憲法→民法→刑法→商法→民事訴訟法→刑事訴訟法→行政法がオススメ。

1-2-1-2-1 4 A論文解法パターン講義

○受講：できる限り、その問題を自分ならどのように解くか、“次の一手”を考えながら受講する。

○復習 ※具体的には後記2を使って実演。

- ・宿題をこなす（講義で身につけた“技”等を使って、論文式問題を1問程度解く形が多い）。
 - ・問題文と六法（条文）だけから自力で、各問の制限時間の4分の1を目安に、講義で扱った問題を解き直し（4 A図等の答案構成を作成し）た上で、講師作成答案例や講師が示した解答過程（4 A板書図等）と比較照合して、良かった点と改善すべき点・疑問点等をチェックすることを取り返す。
 - ・もし余裕があれば、制限時間内に（最初のうちは時間無制限でも可）、自力で答案を書く（最初のうちは答案例を書き写すのでも可）ことまでできれば“完璧”。
- 予習（各科目の第1回は不要。） ※具体的には後記2を使って実演。
- ・予習範囲とした問題の問題文を読んでくるのは必須（これを前提に講義を進めるので）。
 - ・もし余裕があれば、復習段階と同様に、問題を解いたり答案を書いたりまでしてもいいが、特に初学者にはきついと思うので、くれぐれも無理はせず、むしろ復習を優先してほしい。

1-2-1-2-2 4 A 条解講義

○受講：できる限り、ノンストップで聞き流す。

○復習

講義で進んだ範囲の短答過去問（予備試験受験生は（新）司法試験・予備試験の法律7科目、司法試験受験生は（新）司法試験・予備試験の憲民刑、法科大学院入試だけの受験生は志望校の入試制度次第）を、できる限りたくさん・スピーディーに・くり返し解く（※後記3で説明・実演）。

○予習：一切不要。むしろ、しない方がよい。

1-2-1-2-3 4 A 実践答練

○予習：前記1-2-1-2-1・2の受講と予習・復習内容が、そのまま4 A 実践答練の予習になる。

※ある科目の4 A 実践答練と、次の科目の4 A 論文解法パターン講義の日程は基本的に重なるが、意図的にそのように設定した。

∵ 4 A はあらゆる法的問題が統一的に解ける処理手順なので、異なる科目の論文式問題を4 A で同時並行的に解いていくと、全科目・全法に共通する法的能力を鍛える効果が期待できる。

∵ 本試験直前期には、複数科目を同時並行して勉強する必要があるので、慣れておいてほしい。

○答練

・ 毎回、3つくらいの目標（下記“○復習”段階での反省から導く）を立てて臨む。

（ex）答案構成時間を短く／長くする。

（ex）答案構成を2問まとめてやってから答案書き。

（ex）理由づけ全くなしで答案を書いてみる。

・ “自主答練”の人も、論文本試験と同様、（自分で事前に決めた）制限時間は絶対厳守！！

・ “相対評価の意識”（多数派受験生が何をどのように書いてくるかの想像）を常にしてほしい。

○答練～解説講義

自分がどのような“相対評価の意識”を持っていたか、忘れないうちにメモしておく。

○解説講義

・ 示された問題文読み→答案構成→答案書きのプロセスを、自分がたどったプロセスと照合し、悪かった点と良かった点を最低1つずつはメモして反省する。

・ 目標が達成できたか、反省する。

○復習

・ 答練直後

解説講義の際の反省に基づき、悪かった点を克服するには具体的にどうしたらいいか、良かった点を安定的に実行できるようにするには具体的にどうしたらいいかを考え（具体策立案）、それを次回の答練の目標とする。

・ 添削済み答案返却後

添削内容を見て、反省→具体策立案→次回の答練等の目標に盛り込めるなら盛り込む。

これにより、採点者の着眼点（絶対的な合格ライン）と今後の勉強の方向性を把握する。

・ 講評と受講生参考答案が公開された後

双方をザッと読んで、自分が答練中に持っていた“相対評価の意識”が適切だったかを照合。

1-2-1-3 本試験受験対策

1-2-1-3-1 短答対策

『短答過去問解法分析講義』は、前記「1-2-1-2-2 4 A 条解講義」の復習で短答過去問を解く前に受講してもいいし、解きながら・解き切った後に受講してもいい。ただ、ある科目の4 A 条解講義を受けても、その科目の短答過去問を自力で解こうとし続ける（正解できなくてもOK）のがきついと感じる場合は、いったんその科目の短答過去問解法分析講義を受講すると、把握した解法テクニックを駆使してその科目の短答過去問を解くことができるので、さらにハードルを下げることができる。

『予備試験 短答模試』は、2017年の予備試験短答本試験直前期（4月）に提供する予定なので、そのときに短答過去問演習の目途が立っていて、かつ予備短答本試験のシミュレーションをする必要を感じたら、受講するとよい。

1-2-1-3-2 論文対策

2017年に予備試験を受験する受講生向けの『予備試験 4 A 論文過去問分析講義』や、2017年に司法試験を受験する受講生向けの『司法試験 4 A 論文過去問分析講義』は、2016年5～6月頃から受講できるようになる予定。4 A 論文解法パターン講義をとっている受講生は、同講義で受講済みの科目から『4 A 論文過去問分析講義』を受講することをオススメする。

なお、予備試験の論文過去問については、4 A 論文解法パターン講義の途中で解けるようになるものもある。その旨の指摘があったら、その論文過去問を自力で解こうとした上で、それについての『予備試験 4 A 論文過去問分析講義』を受講することをオススメする。

1-2-2 可処分時間が充分にない受講生

全てを消化することはできないので、“できるところまでやる”という優先順位的思考が重要。下記に、一般的な予備試験・司法試験・法科大学院入試の受験生にオススの優先順位を提案する。

なお、優先“順位”と、消化する時間的“順序”は、異なってい。

1-2-2-1 2017年に予備試験を受験する受講生にオススの優先順位

- ① (新)司法試験・予備試験の全短答過去問をくり返し解き、できる限り「完璧」に近づける。
- ② 『予備試験 4 A 論文過去問分析講義』を受講しつつ、予備試験の全論文過去問をくり返し解いて、できる限り「完璧」に近づける。
- ③ 憲法→民法→刑法→商法→民事訴訟法→刑事訴訟法→行政法の順に、4 A 論文解法パターン講義を受講する(復習や予習も、時間がなければカットせざるを得ない…受講中に目一杯“解く”)。
- ④ 短答本試験～論文本試験の間に、②予備試験の全論文過去問と③4 A 論文解法パターン講義で扱った問題をくり返し解きながら、4 A 実践答練を消化する。
- ⑤ 本試験直前期に“隙間時間”があれば、『短答過去問解法分析講義』や4 A 条解講義をn倍速で聞き流す。

1-2-2-2 2017年に司法試験を受験する受講生にオススの優先順位

- ① (新)司法試験・予備試験の全短答過去問(憲民刑)をくり返し解き、できる限り「完璧」に近づける。
 - ② 『司法試験 4 A 論文過去問分析講義』を受講しつつ、司法試験の全論文過去問をくり返し解いて「完璧」にする。
 - ③ 憲法→民法→刑法→商法→民事訴訟法→刑事訴訟法→行政法の順に、4 A 論文解法パターン講義を受講する(復習や予習も、時間がなければカットせざるを得ない…受講中に目一杯“解く”)。
 - ④ 予備試験の全論文過去問をくり返し解いて「完璧」にする。その際、『予備試験 4 A 論文過去問分析講義』を利用すると、くり返し解く回数を減らし、時間の節約になる効果が期待できる。
 - ⑤ 本試験直前期に“隙間時間”があれば、『短答過去問解法分析講義』の憲民刑や4 A 条解講義をn倍速で聞き流す。
- ※ロー入試過去問からの出題を中心とする4 A 実践答練は、近年の司法試験論文対策にも“プラス”にはなるが、“直結”はしないので、答案を書くのに苦手意識がある司法試験受験生向け。

1-2-2-3 2017年に法科大学院入試のみを受験する受講生にオススの優先順位

- ① 適性試験の直近の過去問を、本試験どおりの時間設定で解いてみる。
→適性試験対策をどの程度する必要があるかを見極めるため。
- ② “とりあえず”という軽い気持ちでもいいので、志望校をできる限り早く決める。
※併せて、パーソナルステートメント(志望理由書)も書いてみる。
- ③ その志望校で、日弁連法学既修者試験などの短答式試験の受験を求められているなら、そのできる限り多くの短答過去問をくり返し解いて「完璧」にする。
- ④ その志望校で、論文式試験の受験を求められているなら、そのできる限り多くの論文過去問をくり返し解いて「完璧」にする。
- ⑤ その志望校で、論文式試験の受験を求められている科目につき、憲法→民法→刑法→商法→民事訴訟法→刑事訴訟法→行政法の順に、4 A 論文解法パターン講義を受講する(復習や予習も、時間がなければカットせざるを得ない…受講中に目一杯“解く”)。
- ⑥ 本試験直前期に“隙間時間”があれば、4 A 条解講義をn倍速で聞き流す。

MEMO

2 4 A 論文解法パターン講義の予習・復習方法

以下、4 A 論文解法パターンテキスト（憲法）の抜粋。

□□□ 2-1-1-1 一橋大学法科大学院2008年度：第1問

×市の条例は、①小学校の周辺500メートル範囲内に成人向けの映画を上映する施設をつくることを禁止する、②市長が、小中学生の通学路上に設置されたビラや立て看板の内容が児童を性的に虐待するもの又は著しく性的感情を刺激するものと認める場合には、それを直ちに撤去することができる、としている。この条例の目的は、青少年に対する性犯罪を防止すること、青少年の健全な育成を図ることにあるとされている。この条例に含まれる憲法上の問題点を指摘し、論じなさい。

（制限時間45分：第2問と合わせて90分）

＜目標＞

- 表現の自由における1-1-1 “原則パターン” の使い方を把握する。

＜重要条文＞

- 表現の自由（21条1項）

＜答案作成上のアドバイス＞

- ① 表現の自由の問題は、典型的でありながら深く問うことができるためか、司法試験、法科大学院入試で特に頻出の分野ですし、予備試験でも確実に出題されるでしょう。しっかりと解き方・書き方を確立してください。
- ② 審査基準の厳緩の調整と、設定した審査基準へのあてはめは、問題文に応じた柔軟な現場思考を要するので、たゆまず訓練を積みましょう。

<解答過程>

〔条例①〕

👉 本問で、困っている人は誰か？

⇒成人向けの映画を上映する施設をつくりたい国民

👉 この国民を困らせているのは、誰のどんな法令・行為だろうか？

⇒X市の条例①

👉 X市の本問条例により制約されている国民の（生の）自由は何か？

⇒成人向けの映画を上映する施設をつくる自由

👉 これを人権として法的に構成すると？

⇒表現の自由（21条1項）

映画上映という職業選択・営業の自由（22条1項）等とも構成しうるが、表現の自由構成の方が適切。
 ・より重要な人権で構成すべき→問題点が大きく・明確になりやすい。
 ・条例②については、表現の自由で構成すべきことが明らか→比較による加点が期待できる。

👉 21条1項の文言にあてはまるか？

⇒「一切の表現の自由」＝思想・意見等(の情報)を外部に伝達する自由



成人向けの映画を上映する施設をつくる自由が、思想・意見等の情報を外部に伝達する自由といえるか、あてはめる。

→成人向けの映画という情報を外部に伝達する自由といえる。

・映画上映の前提として、そのための施設が不可欠。

⇒「一切の表現の自由」として憲法上保障される。



としても、「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する（13条後段）。

※条例は「国政」における「立法」に当たるか？も検討できると加点。

ここで、最小限の制約かどうかの **審査基準** が明らかでない。



○人権や生の自由の性質

○規制(目的・)態様

○対立利益

などを使って、審査基準の **厳緩を調整** する。



設定した審査基準に、問題文の事情を **あてはめ** て、結論を出す。

〔条例②〕

 本問で、困っている人は誰か？

⇒ビラや立て看板を設置したい国民

 この国民を困らせているのは、誰のどんな法令・行為だろうか？

⇒X市の条例②

 X市の本問条例により制約されている国民の（生の）自由は何か？

⇒ビラや立て看板を設置する自由

 これを人権として法的に構成すると？

⇒表現の自由（21条1項）

 21条1項の文言にあてはまるか？

⇒ビラや立て看板という形で情報を外部に伝達する自由といえる。

⇒「一切の表現の自由」として憲法上保障される。



としても、「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する（13条後段）。

ここで、最小限の制約かどうかの **審査基準** が明らかでなく問題となる。



○人権や生の自由の性質

○規制態様

○対立利益

などを使って、審査基準の **厳緩を調整** する。



設定した審査基準に、問題文の事情を **あてはめ** て、結論を出す。

講師作成答案例 ※太字：最低ライン、通常：合格ライン(目安)、斜字：加点事由等

第1 X市の条例①は、成人向けの映画を上映する施設をつくる自由を制約しているが違憲ではないか。

1 映画の上映にはそのための施設が不可欠だから、上記自由は、成人向けの映画という思想・意見等も含む情報を外部に伝達する「一切の表現の自由」(21条1項)として憲法上保障される。

5 2 としても、「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する(13条後段)。

なお、住民代表機関たる地方議会(93条2項)が制定した条例も、「国政」における「法」律に準ずる民主性を有するし、「法律の範囲内」で制定できる(94条)にすぎないから、人権を制約しようと解すべきである。

10 ここで、最小限の制約かどうかの審査基準が明らかでない。

(1) 表現の自由は、一旦侵害されると是正困難な精神的自由権である。

しかし、本問の表現内容は“成人向け”の映画であり、わいせつ・残酷表現などを含みかは必ずしも明らかではないが、少なくとも営利的な性質はあると思われるから、自己統治の価値が乏しい。

15 (2) また、本問条例①は、成人向けの映画という内容に着目した規制という性質もあるが、青少年に対する性犯罪防止と青少年の健全な育成を目的としているから、むしろ少年が通う小学校の周辺という表現の場所に着目した内容中立規制という性質の方が強いとみるべきである。

とすると恣意的な規制の危険が大きくないし、他の手段による表現の余地がある。

20 (3) そこで、中間的な基準、具体的には、(a)重要な目的と(b)実質的関連性ある(c)充分合理的な手段による制約ならば、最小限と解すべきである。

3(1) 本問条例①の(a)目的は、前記2(2)のとおりで、「個人」(13条前段)として未成年な

	青少年を保護するパターンリスティックな見地から、重要といえる。
25	(2) また、(c)小学校のみの周辺500メートル範囲内に本問施設をつくることを禁止する手段は、範囲を限定しており、充分合理的といえる。
	(3) さらに、(b)この禁止を破って本問施設をつくると、それにかけた高い費用が無駄になるリスクが大きいから、単なる禁止でも、本問施設がつけられなくなるだろう。
30	そして、小学校周辺に本問施設をつくると青少年に対する性犯罪が増える等の事情がない以上、手段(c)により、同犯罪防止目的が達成できるとはいいいくいが、上記(2)の範囲内では、成人向けの映画が少なくとも小学生の目に触れる機会が減る点で、小学生の健全な育成という目的は充分達成できるといえるから、実質的関連性もある。
4	よって、X市の条例①は、最小限の制約であるから、合憲である。
第2	X市の条例②は、ビラや立て看板を設置する自由を制約しているが違憲ではないか。
1	上記自由も、ビラや立て看板という形で思想・意見等も含む情報を外部に伝達する
35	「一切の表現の自由」(21条1項)として憲法上保障される。
2	としても、「公共の福祉」に基づく最小限の制約に服する(13条後段)。
	ここで、前記第1の2と同様、最小限の制約かどうかの審査基準が明らかでない。
	(1) 表現の自由は、一旦侵害されると是正困難な精神的自由権である。
40	また、ビラや立て看板といった屋外広告は、少ない材料・労力により、長時間にわたり、広範囲の公衆の視覚に訴えることができる点で、重要な表現方法である。
	さらに道路上は、一般公衆が自由に出入りできる公共的な表現の場として尊重すべきである。
	(2) しかし、児童を性的に虐待する又は著しく性的感情を刺激する表現内容には、自己統治の価値が乏しく、自己実現の価値すらあるといつてよいか疑問がある。

45	また、通学路上に設置された立て看板は通行を妨げて危ないこともあるだろうし、ビルも景観を損なうから、「健康で文化的な～生活」(25条1項)という利益を害しうる。 さらに、本問条例②は、前記表現内容に着目した規制という性質もあるが、青少年に対する性犯罪防止と青少年の健全な育成を目的としているから、やはり条例①と同じく、青少年が通う小中学校の通学路という表現の場所に着目した内容中立規制という性質の方が強いとみるべきである。
50	(3) そこで、条例①と同じ、中間的な基準で審査する。 3(1) 本問条例②の(a)目的は、前記条例①と同じだから、重要といえる。
55	(2) (c)市長が、通学路上に設置されたビラや立て看板の内容が児童を性的に虐待するもの又は著しく性的感情を刺激するものと認める場合に、これを直ちに撤去できるとの手段はどうか。 まず、条例①と比べ、小学校だけでなく中学校も加えた点では範囲が拡大したが、通学路上という点では範囲が縮小したといえるから、その通学路上というのが明確である限り、この点は充分合理的といえる。
60	また、一律禁止の条例①と比べ、X市長が上記のように「認める場合」にあたらないとか、これにあたる場合でも撤去しないことが「できる」余地を認める点でも範囲が縮小したといえるから、充分合理的といえる。 (3) さらに、(b)条例①と同様、手段(c)により、青少年に対する性犯罪防止目的が達成できるとはいいいくいが、小中学生の通学路上では、児童を性的に虐待する表現と性的感情を刺激する表現が少なくとも小中学生の目に触れる機会が減る点で、小中学生の健全育成という目的は充分達成できるといえるから、実質的関連性もある。
65	4 よって、X市の条例②も、最小限の制約であるから、合憲である。 以 上

3 短答本試験対策の方法論

3-1 短答過去問をくり返し解いて「完璧」にする

3-1-1 理由

3-1-1-1 短答過去問を解く理由

- ① 短答本試験では毎年、短答過去問で出題された内容が半分くらい出題される。
- ② どんなに多くの知識をINPUTしていても、残り半分くらいは“未知の問題”
→これを解く能力・感覚が最も効果的に鍛えられる。

3-1-1-2 （短答過去問を）くり返し解いて「完璧」にまでする理由

① 上記3-1-1-1の①

→そのような問題については、できる限り時間をかけずに解けるようにしておくべき。

② 問題と向き合う

目の前にある問題文に目を向けず、自分の頭の中の情報をサーチすると、「問い」からズレた「答え」になるリスクが増す。

少なくとも、そのようにサーチする行動は、時間と体力（脳力？）を浪費する。特に、手持ちの知識で解けるのか現場思考を要するのかで解くモードが異なってくるため、その判断はできる限りスピーディにしなければならない。

短答過去問をくり返しくり返しくり返し解いて「完璧」にしていれば、「脊髓反射的に」（と旧司短答では例えられていた）身体が勝手に反応して情報が出てくる感じになるので、頭の中の情報をサーチする時間は最小限にできる。手持ちの知識で解けるのか現場思考を要するのかの判断による、戦術の選択・切り替えも、瞬時にできる。

③ 本試験の問題文の要求・意図が読み取りやすくなる

短答過去問をくり返しくり返しくり返し解いて「完璧」にしていれば、本試験問題で求められる能力が身体に叩き込まれているので、本試験の問題文の要求・意図が読み取りやすくなるという効果も期待できる。

④ テキスト不要

私は受験生時代、当初は短答過去問を解きながら、間違った問題番号を択一六法の該当箇所に書き込んでいた。が、短答過去問をくり返しくり返しくり返し解いて「完璧」にしたら必要ない、ということに無意識的に気づいたのか、徐々にやらなくなっていく。

最初のうちは、暗闇の中を進んでいくより、現在位置が分かるように地図に記録しながら進んでいった方がメンタル的に良い。しかし、結果論としては、本試験過去問等を「完璧」にしたら、「完璧」なのだから当然、それ以外のテキスト等で過去問知識を確認したりする必要はなくなる。

⑤ 揺るがぬ自信と開き直り

短答過去問を「完璧」にしたということは、少なくとも短答過去問については、自分より上の人
がいないということを意味する。

これが揺るがぬ自信につながるし、これで落ちたら仕方がない、それ以外のことをやればいだけ
だといった開き直りもしやすい。

こういった自信と開き直りが、勝負事の現場では、非常に重要である。

⑥ メタ認識

短答過去問を1回しか解かないと、問題ごとの、しかも表層的な捉え方しかできない。

くり返しくり返しくり返し解いていくことで、徐々に余裕⇨飽きが出てくる。これによって、
徐々に、各問題を解くことだけに飽き足らず、全過去問⇨これから出る本試験問題を解くのに共通
して求められる能力を、少なくとも無意識的には鍛えることができるようになってくるのだ。

⑦ では、「完璧」とは？

上記①～⑥から逆算すると、「完璧」とは、個人差がある主観的な概念となる（特に⑤）。

なので、「いったい、どこまでやれば『完璧』なの？」といった疑問・質問に対しては、このよ
うに答えるようにしている。

「まずは、あなたがイメージするとおりの『完璧』を目指しましょう。」

人間は、少なくとも純客観的には『完璧』ではありえない以上、これを実現することは不可能だ
が、主観的な『完璧』は一応実現可能だ。

主観的な『完璧』を実現した時点で、まだ本試験までに余裕があるなら、私に相談する等して、
より先の『完璧』を目指せばいい。

3-1-2 具体的方法

- ・日本語として意味の分からない言葉は読み飛ばし、知識がなくてもできる限り感覚・日本語力で解く。
- ・問題を解く時間は、本試験の1年度分の制限時間÷1年度分の問題数で、1問当たりの制限時間を算出
し、それより早く解けるようにする。1問を解くのにかった所要時間をどこかにメモっておいて、
くり返し解く際には、前回の所要時間を更新できるように努める。
その後、解説を読むのと合わせて、どんなに長くても1問当たり15分くらいにとどめる。
- ・まずは、①1問単位で正答率100%（肢ごとの正誤判断で間違っても、正解さえできればよい）にする
（この段階で、司法試験の短答足切りラインを超える人がほとんど）。
余裕があれば、②肢単位で正答率100%を目指す（その途中で、予備試験の短答本試験に合格する人
が多い）。さらに余裕があれば、③肢単位で理由をつけて正答率100%を目指す。
- ・上記①～③の方法で、1度正解した問題は、次の周には解かない。
∴知識がなくても感覚で解けたら、その感覚はそう簡単に変わらないので、次の周でも正解できるこ
とが多いはず。
∴同じ問題をくり返すスピードが感覚・能力・記憶向上のため最も重要なので、周回する度に、くり
返す対象となる問題を減らすことを最優先すべき。
∴1度正解した問題も含め、短答本試験直前期には、再び上記①～③をすることになる。

3-2 例題

3-2-1 (新)司法試験平成19年度：民事系第4問

3-2-1-1 問題文

条件及び期限に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. 「100万円借りるが出世したら返す」という約束をした場合、出世しないことが確定したときには、借主は返還義務を免れる。

イ. 停止条件付売買契約において、条件の成否が確定する前に故意に目的物を毀損した売主は、期待権を侵害された買主に対して損害賠償責任を負う。

ウ. 条件が成就することによって利益を受ける当事者が、不正な手段を用いて条件を成就させたとしても、条件は成就しなかったものとみなされる。

エ. 有償の金銭消費寄託契約においては、当事者の双方が期限の利益を有する。

オ. 現在の配偶者との離婚を条件として他人との間で婚姻の予約をした場合、この条件は無効であるから、無条件で婚姻の予約が行われたものとみなされる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

3-2-1-2 解説

誤っているものはア，オであり，正解は2となる。

ア. 誤っている。

判例は，出世払いは，不確定期限としている。不確定期限とは，到来することは確実であるが，いつ到来するかは不確実である場合の期限をいう。

「100万円借りるが出世したら返す」という約束は，出世するまでは返済を猶予するが，出世しないことが確定したときには，直ちに返済するという趣旨だと考えられ，いつかは不明であるが必ず弁済期は到来するので，不確定期限だと考えられるのである。

したがって，出世しないことが確定したときには，返済しなければならず，返還義務を免れない。

イ. 正しい。

民法128条は，「条件付法律行為の各当事者は，条件の成否が未定である間は，条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。」としており，停止条件付売買契約において，条件の成否が確定する前に故意に目的物を毀損した売主は，不法行為を負う（709条）。

ウ. 正しい。

民法130条は，「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは，相手方は，その条件が成就したものとみなす。」としている。

本肢は，条件が成就することによって利益を受ける当事者が，条件を成就させた場合であるが，判例（最判平6.5.31・百選ⅠNo.39）は，このような場合には，民法130条が類推適用され，条件が成就しなかったものとみなすことができるとしている。

エ. 正しい。

銀行預金のような有償の金銭消費寄託契約においては，債務者だけではなく，利息を得る預金者のような債権者にとっても，期限の利益がある。したがって，当事者の双方が期限の利益を有するといえる。

オ. 誤っている。

民法132条前段は，「不法な条件を付した法律行為は，無効とする。」としている。

現在の配偶者との離婚を条件として他人との間で婚姻の予約をした場合，不法な条件を付した法律行為に当たるから，婚姻の予約自体が無効となる。

3-2-2 4 A 条解テキスト(民法) 抜粋

第127条 (条件が成就した場合の効果) □ □ □

停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

- 2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。
- 3 当事者が条件が成就した場合の効果とその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

1 「**条件**」＝法律行為の「効力」または消滅を将来の成否不確定な事実にかからせる附款

- (1) 「停止条件」：条件の成就によって法律行為の効力を発生させる場合 (1項)
- (2) 「解除条件」：条件の成就によって法律行為の効力を消滅させる場合 (2項)

(中略)

第128条 (条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止) □ □ □

条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。

※条件付「権利…を侵害した者」は不法行為責任 (709条) を負いうる。

(中略)

第130条 (条件の成就の妨害) □ □ □

条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

- 1 **要件**：「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたとき」
→法定条件 (ex. 農地法所定の知事の許可) には(類推)適用されない (判例)。
※「条件が成就することによって」「利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を」させたときにも、本条の類推適用がありうる (判例)。

- 2 **効果**：「相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる」

→不法行為責任の追及 (128条※) も選択可。

(中略)

第132条 (不法条件) □ □ □

不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

(中略)

第135条（期限の到来の効果） □ □ □

法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

1 「期限」 ＝法律行為の効力の発生または消滅を将来到来することが確実な事実にかからせる附款

2 始期・終期

(1) 「始期」 : 法律行為の効力の発生に関する期限（135条1項）

(2) 「終期」 : 法律行為の効力の消滅に関する期限（135条2項）

3 確定期限・不確定期限

(1) 確定期限 : 到来する時期が確定している場合

(2) 不確定期限 : 到来することだけは確実であるが、それがいつ到来するか不確定な場合

第136条（期限の利益及びその放棄） □ □ □

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

1 「期限の利益」＝期限が付されていることで当事者が受ける利益。

(ex) 貸金債務者：期限到来まで返済しなくてよい。

(ex) 貸金債権者：期限までの利息を得ることができる。

(中略)

第709条（不法行為による損害賠償） □ □ □

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(以下略)

4 その他の試験対策の方法論

4-1 予備試験

4-1-1 口述本試験対策

口述本試験で不合格となると、またゼロからのスタートになってしまうので、油断はできない。

しかし、論文本試験に合格できたなら、それまでの蓄積がかなり残っているので、論文本試験受験後、その再現答案を作成し終わってから始めれば足りる。

一般的には、以下の優先順位で対策することをオススメする。

- ① 予備口述過去問⇔口述再現をできる限り多く集め（TACからも提供する予定）、くり返し解く。
- ② 法律実務基礎科目（刑事事実認定は軽め）の論文過去問等を見る<読む<解く。
- ③ 民法・民訴法、刑法・刑訴法の論文過去問等を見る<読む<解く。
- ④ 民法・民訴法、刑法・刑訴法の短答過去問をくり返し解く。
- ⑤ 4A条解講義（民法・民訴法、刑法・刑訴法）をn倍速で聞く。
- ⑥ 民訴・刑訴規則、弁護士職務基本規程・弁護士法の条文、民事保全法（全67条）の条文素読。
- ⑦ 要件事実系（問題演習系が良い）の教材読み。

4-1-2 一般教養科目対策

ほとんどの受験生はほぼ無対策だが、過去の勉強等の経験で差がつきうる科目である。

4-1-2-1 短答

とりあえず、直近1年分の短答過去問を、本試験とできる限り近い時間設定（平成28年度は例年どおり16時～17時半）で、約40問中20問選択というルール（超重要！）に従って解いてみる。

→その年の平均点－5点以上なら、短答本試験直前期に『短答過去問解法分析講義』の一般教養科目部分（著作権者の使用許諾がいただけない英語等の問題を除き、全問の解答プロセスを実況中継）を1回受講すれば充分。

→その年の平均点－5点未満なら、上記に加え、一般教養科目の短答過去問を年度別にくり返し解いて「完璧」にしたい。

4-1-2-2 論文

論文直前期に、全過去問を、時間(1時間)を計って答案まで書いてみた上で、その答案を再現答案(ギリギリ合格つまりB～C評価のものと、A評価のものを最低1通ずつ)と照合。

4-2 法科大学院入試

4-2-1 適性試験対策

とりあえず、直近1年分の過去問を、本試験と同様の時間設定に従って解いてみる。

→私大ロー既修狙いで、その年の平均点以上だったら、本試験直前期に過去問をできる限りくり返し解けば充分。

→未修か国公立大ロー狙いで、その年の平均点未満だったら、法律科目と並行して、全過去問をくり返しくり返しくり返し解いて「完璧」にしたい。

4-2-2 パーソナルステートメント対策

だいたい、どの法科大学院入試でも、

- ① なぜ法曹（のうち、弁護士・検察官・裁判官）になりたいのか？
- ② どんな法曹になりたいのか？
- ③ そのために、これまでどのようなことをしてきたか？

は問われるので、志望校が定まらなかったり、志望校の課題設定が分からない段階では、上記①②③を文章化しておく（③については行動しておく）。

個別相談にて添削等も可。

4-2-3 小論文等の対策

前記4-1-2-2と同様（再現答案は入手困難だろうが）。個別相談にて添削等も可。

4-3 司法試験

論文本試験では、今のところ選択科目対策を要する。

論文全過去問をくり返し解いて「完璧」にすることが最優先。

『H27年度 4 A合格者講義（倒産法）』では、平成22年～26年度の倒産法の過去問について、4 A合格者講師が、実際に問題文を読み、解答する過程を実演することで、(1)破産法・民事再生法の適切な条文を選択する方法、(2)それほど知識がない状態でも合格答案を作成できる問題文の読み方・解き方を伝授する（可処分時間が少なく効率的に選択科目の対策をしたい方や、これから倒産法の対策を始めるにあたってまずは過去問を実際に解いてみようとしてされている方にオススメ）。

以 上

MEMO

